(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県内で青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、 青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール(以下「青色防犯パトロー ル」という。)を行う団体に対し、県が青色回転灯、マグネットシート、標 章ケース、帽子、防犯ベストの青色防犯パトロールに必要な装備品一式(以 下「装備品」という。)を提供することに関し、必要な事項を定めるものとす る。

(対象団体)

第2条 装備品の提供対象団体は、埼玉県警察本部長(以下「県警本部長」という。)より青色防犯パトロールの実施ができる団体である旨の証明を新たに受けた団体(地方公共団体含む)とする。

(提供装備品)

- 第3条 県が提供する装備品は、予算の範囲内で1台の申請に対して、原則上限を次のとおりとする。ただし、他の自治体等の制度を利用し、提供装備品と同等の支援を受けている場合、提供しないことができる。
 - (1) 青色回転灯 1個
 - (2) マグネットシート 2枚
 - (3) 標章ケース 1個
 - (4) 防犯ベスト 2枚
 - (5) 帽子 2個

(提供装備品の管理等)

第4条 前条に掲げる装備品については、装備品の提供を受けた対象団体が適切に維持管理することとし、装備品の使用及び修理等に関する経費は、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長(以下「課長」という。)が特に認めたものを除き、原則として装備品提供を受けた団体の負担とする。

(装備品提供の手続き)

- 第5条 対象団体が装備品の提供を受けようとする場合、対象団体は、様式 第1号を青色防犯パトロールを開始しようとする市町村の防犯のまちづくり 担当課(以下「市町村」という。)に提出するものとする。
- 2 対象団体が複数台の青色防犯パトロールを開始するため、複数台分の装備 品の提供を希望する場合、車両毎に申請するものとする。

- 3 申請には、県警本部長より発行された証明書の写し及び「自主防犯活動用 自動車」の記載のある自動車検査証の写し(以下「添付書類」という。)を 提出するものとする。
- 4 市町村は、対象団体から申請があった場合、速やかに県に様式第1号及び 添付書類を送付するものとする。

(装備品提供の決定及び通知)

- 第6条 課長は、装備品の提供の申請があった場合、当該申請書類の審査を行い、必要に応じて活動区域を管轄する市町村及び警察署から意見を求めることができる。装備品を支給すべきものと決定したとき、課長は市町村を通じて申請団体に対して様式第2号により通知し、装備品を提供する。
- 2 課長は、前項の審査の結果、装備品を提供しないと決定したときは、市町村を通じて申請団体に対して、様式第3号により理由を付して通知する。

(装備品の受領)

- 第7条 対象団体が装備品を受領した場合、市町村を通じて県に対して、様式 第4号により提出するものとする。
- 2 受領書の様式は様式第4号のとおりとする。

(装備品の用途の制限)

第8条 提供された装備品は、青色防犯パトロール活動以外の目的に使用してはならない。

(装備品の返却)

- 第9条 課長は、装備品の提供の決定を受けた団体が、以下の各号のいずれか に該当する場合は、提供した装備品の返却を求めることができる。
 - (1) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な行動をした場合
 - (2) 青色防犯パトロールの証明を取り消された場合。ただし、提供後概ね 1年を経過した対象団体は除く。
 - (3) その他、社会通念上、青色防犯パトロールを行う団体としてふさわしく ない行為をした場合

(名簿の作成)

第10条 県は、第7条により装備品を受領した団体について、提供団体名簿 (以下、「名簿」という。)を作成し、管理する。

(事務処理)

第11条 装備品提供に関する事務は、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課に おいて行う。

附則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。